

## 伊勢崎市木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、市民が安全で安心した生活のできる災害に強い住環境の整備を促進するため、市内に存する木造住宅に耐震シェルター等を設置する居住者であって、かつ、当該住宅を所有する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震力不足木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された木造の一戸建ての住宅若しくは併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの。以下同じ。）又は都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった一戸建ての住宅若しくは併用住宅で、在来軸組工法によって建てられた地上2階建て以下の住宅で耐震診断による総合評点が1.0未満のものをいう。ただし、伊勢崎市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅に限る。
- (2) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会が発行したもの）に基づき一般診断法又は精密診断法により木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震シェルター等 次のいずれかに該当する物をいう。
  - ア 耐震シェルター（地震により建物が倒壊しても、居住者の生命を守るための空間を確保できる装置で市長が認めたもの）
  - イ 防災ベッド（寝ている人の身を落下物等から保護し、生命を守ることができるベッド型の装置で市長が認めたもの）
- (4) 高齢者 申請時において満65歳以上である者をいう。

(5) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けた者

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、耐震力不足木造住宅の1階部分に耐震シェルター等を設置する事業とする。

（補助対象者）

第4条 補助の対象となる者は、高齢者のみで構成される世帯に属する者又は障害者が同居する世帯に属する者で、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 耐震力不足木造住宅を所有する者

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、当該耐震力不足木造住宅に居住するもの

(3) 市税を滞納していない者

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、耐震シェルター等の設置に要する経費とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費については、補助金の対象としない。

(1) リフォームに要する経費

(2) 他の補助制度による補助金の交付の対象となる用具にかかる経費

（補助額）

第6条 補助額は、前条に規定する経費の3分の2以内の額で、20万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（補助条件）

第7条 補助事業者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業者等は、耐震シェルター等の設置に関する報告及び実地検査に

応じることを求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 補助事業者等は、耐震シェルター等の設置を年度内に完了し、完了の日から30日を経過する日又は市長があらかじめ定めた期限のいずれか早い日までに完了報告をしなければならない。

(3) 補助事業者等は、耐震シェルター等を設置した住宅の維持保全及び有効活用に努めなければならない。

(申請書の様式等)

第8条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、耐震シェルター等の設置前とする。

(記載事項)

第9条 規則第4条第1項第5号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 床面積
- (5) 建築年月
- (6) 設計図の有無
- (7) 設置内容
- (8) 設置予定者
- (9) 設置実施予定期間

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であることが分かるもの
- (2) 耐震シェルター等設置計画図等（案内図、平面図（耐震シェルター等の設置場所を表示したもの）その他関係書類）
- (3) 補助対象建築物の全部事項証明書又は所有権を有する者が確認できる書類
- (4) 補助事業者等以外の所有権者が耐震シェルター等の設置に同意していることを証する書類

- (5) 市税の納税証明書（完納証明）
- (6) 耐震シェルター等の設置に要する経費の見積書等の写し（設置する耐震シェルター等のメーカー及び品名が記載されたものに限る。）
- (7) 住民票の写し、身体障害者手帳の写しその他の高齢者又は障害者であり、当該住宅に居住していることが確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

（交付決定通知書の様式）

第10条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（事業の変更承認申請等）

第11条 補助事業者等は、前条の交付決定通知書を受けた後、補助事業等の内容を変更する場合は、木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付変更承認申請書（様式第3号）に変更する内容が確認できる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき変更を認めたときは、木造住宅耐震シェルター等設置補助金交付決定変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業の中止承認申請等）

第12条 補助事業者等は、第10条の交付決定通知書を受けた後、補助事業等を中止する場合は、木造住宅耐震シェルター等設置中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき中止を認めたときは、木造住宅耐震シェルター等設置中止承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（状況報告等）

第13条 補助事業者等は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

2 市長は、状況に応じて必要と認める場合は、職員に耐震シェルター等を設置中の木造住宅の現地検査を行わせることができる。

(実績報告書の様式)

第14条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(添付書類)

第15条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 耐震シェルター等設置の写真

ア 設置前、設置中及び設置後の状況写真

イ 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真

(2) 耐震力不足木造住宅の平面図（耐震シェルター等の設置場所を表示したもの）

(3) 耐震シェルター等の設置に要した経費の内訳書（設置した耐震シェルター等のメーカー及び品名が記載されたものに限る。）

(4) 耐震シェルター等の設置に要した経費の領収書の写し

(5) 代理受領に係る委任状（様式第8号）（代理受領の場合）

(6) 代理受領の委任に係る同意書（様式第9号）（代理受領の場合）

(7) その他市長が必要と認める書類

(報告書の提出時期)

第16条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業等の完了後30日以内又は市長があらかじめ定める日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定通知)

第17条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第10号のとおりとする。

(補助金の交付)

第18条 市長は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者等からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、耐震シェルター等設置補助金交付請求書（様式第11号）によるものとする。

(書類の整備等)

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第20条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、都市計画部建築指導課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。